

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2991号及び第2992号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第2991号では、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきであると判断しています。

答申第2992号では、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「中央及び南部児童相談所が保有する審査請求人に関する相談記録」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2991号】

(2) 「審査請求人に関する横浜中央、南部児童相談所、及び特定児童養護施設の保護下で起った性被害の詳細、その複数回での性被害による性感染症の検査の結果（H I V、梅毒等の陽・陰性）罹患させた性感染症の治療の経過とカルテの開示」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2992号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2991	令和2年11月4日	令和2年12月8日	令和3年1月21日	令和3年2月19日	個人	市長
2992	令和3年1月4日	令和3年1月19日	令和3年1月21日	令和3年2月19日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2991	「中央及び南部児童相談所が保有する審査請求人に関する相談記録」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第2号に該当</p> <p>・ 本人の発言内容</p> <p>（開示することにより、本人開示請求者</p>	開示範囲を拡大すべき

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会 の結論
		<p>の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため。）</p> <p>旧条例第22条第3号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関と関係機関等本人以外とのやりとり <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。 また、開示することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>旧条例第22条第7号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当所の評価・所見に関する情報 <p>（当所が保有する評価及び所見を開示することにより、相談者に予見を与えることになり、今後の児童相談所における援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>	
2992	「審査請求人に関する横浜中央、南部児童相談所、及び特定児童養護施設の保護下で起った性被害の詳細、その複数回での性被害による性感染症の検査の結果（H I V、梅毒等の陽・陰性）罹患させた性感染症の治療の経過とカルテの開示」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報非開示</p> <p>旧条例第25条第2項に該当</p> <p>（当該本人開示請求に係る内容について、当該本人開示請求に係る保有個人情報は作成しておらず、保有していないため。）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2991	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《児童相談所に係る事務について》</p> <p>児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関（法第12条第1項及び第59条の4第1項）である。</p> <p>横浜市は、4か所の児童相談所（中央児童相談所、西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所）を設置し、児童の養育や障害等に関する様々な相談を受け、児童や保護者等への助言を行うなどの相談援助業務を行っている。また、児童相談所ではこのほか、児童の一時保護や児童福祉施設への入所措置の業務等を行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、中央児童相談所及び南部児童相談所が作成した本人開示請求者で</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2991</p>	<p>ある児童（以下「本件児童」という。）に関する児童記録である。本件児童に関する児童記録は、中央児童相談所が作成したものを含め、全て南部児童相談所が保有している。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、別表 1 に記載の非開示部分 1 を旧条例第22条第 2 号に、非開示部分 2 から非開示部分 5 までを旧条例第22条第 3 号に、非開示部分 6 から非開示部分10までを旧条例第22条第 7 号に該当するとして、非開示としている。</p> <p>《旧条例第22条第 2 号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、非開示部分 1 が本号に該当すると主張しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件児童は、親権者である法定代理人（以下「本件代理人」という。）との関係不調等を理由として児童相談所の援助を受けるようになり、法に基づき児童相談所での一時保護や児童養護施設への入所措置がなされている。</p> <p>(イ) 本件保有個人情報は、本件児童の相談援助業務に用いるため、実施機関の職員が本件児童の生活の様子や支援の内容をありのままに記載したものである。</p> <p>(ウ) 非開示部分 1 は、本件児童の発言内容ではあるが、本件代理人に開示すると、本件児童と本件代理人との今後の関係性に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。</p> <p>イ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。</p> <p>(ア) 保有個人情報の本人開示請求については、本人の権利利益の保護という観点から、当該本人に対してその個人情報を開示することが原則である。旧条例第20条第 2 項に基づく法定代理人による請求も、本人の利益のために認められているものである。</p> <p>(イ) この点、実施機関の説明によれば、本件児童は本件代理人との関係不調等を発端として、児童相談所の援助を受けることになったのであり、本件児童の発言の全てを開示することが必ずしも本件児童の利益になるとは限らない。</p> <p>(ウ) 当審査会が見分したところ、非開示部分 1 は、本件児童が本件代理人との関係性等について言及していることが認められ、これを開示することにより、本件児童と本件代理人との今後の関係性に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、本号に該当するとの実施機関の主張は首肯できる。</p> <p>《旧条例第22条第 3 号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分 2 は、当審査会が見分したところ、特定児童養護施設、医療機関等の民間施設の職員の氏名、施設に入所する他の児童等の個人の氏名であった。したがって、非開示部分 2 は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>イ 非開示部分 3 は、当審査会が見分したところ、公立学校の教職員の氏名及び職名であった。したがって、非開示部分 3 は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>次に、本号ただし書について検討すると、非開示部分 3 の氏名は、横浜中央図書館において所蔵され閲覧に供されている神奈川県公立学校教職員録に掲載されていることが確認できた。したがって、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報といえるため、本号ただし書アに該当する。</p> <p>また、非開示部分 3 の職名は、職務の遂行に係る情報のうち当該公務員の職に係る部分に該当する情報であることから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>ウ 非開示部分 4 は、当審査会が見分したところ、実施機関の職員と特定児童養護施設、医療機関等の民間施設の職員、本件児童の家族等とのやりとりの内容等であり、本件児童以外の個人の発言内容、意向等が記載されていた。したがって、非開示部分 4 は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を</p>

答申 番号	判断の要旨
2991	<p>害するおそれのあるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>エ 非開示部分5は、当審査会が見分したところ、実施機関の職員間、実施機関の職員と公立学校等の公共機関の職員のやりとりであり、本件児童以外の個人の発言内容、意向等が記載されていた。したがって、非開示部分5は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるものであることから、本号本文に該当する。</p> <p>《旧条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、非開示部分6から非開示部分10までが本号に該当すると主張している。そこで、当審査会で不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 非開示部分6は、本件児童の相談援助業務を行うため、実施機関の本件児童に係る評価、所見、今後の対応等を記載したものであり、これを開示すると、実施機関と本件児童との間で認識が異なっていた場合にその信頼関係が損なわれ、相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあるため、本号に該当すると判断した。</p> <p>(イ) 非開示部分7は、本件児童が入所した一時保護所の施設名、受診した医療機関名等である。児童が入所する一時保護所は、保護者に対しても秘匿している情報であり、これを開示すると、今後の児童相談所の支援業務に支障を及ぼすおそれがあるところ、本件保有個人情報」の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）においては本件児童の保護者である本件代理人に当該情報を開示することになるため、本号に該当すると判断した。</p> <p>また、受診した医療機関名等については、これを開示すると、本件児童が入所していた一時保護所が推測されるため、本号に該当すると判断した。</p> <p>(ウ) 非開示部分8は、本件児童が実施機関の職員同行のもと医療機関を受診した際の受診内容である。受診内容については、本件代理人とも共有している内容であり、開示すべきであった。</p> <p>(エ) 非開示部分9は、本件児童の代理で実施機関の職員が医療機関を受診した際の受診内容である。本件児童不在の中での受診の記録であり、本件児童の症状を医師に説明する記載等の実施機関の所見が含まれていることから、これを開示すると、実施機関と本件児童との間で認識が異なっていた場合にその信頼関係が損なわれ、相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあるため、本号に該当すると判断した。</p> <p>(オ) また、非開示部分5については、これらのやりとりを開示すると、実施機関や公共機関の職員が率直な意見交換を行うことを躊躇し、効果的な情報共有や対応の検討を行いくくなることにより、相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあるため、本号にも該当すると考えている。</p> <p>イ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。</p> <p>(ア) 非開示部分6は、当審査会が見分したところ、実施機関の本件児童に係る評価、所見、今後の対応等の情報であった。本件開示請求時点では、実施機関の本件児童に対する相談援助業務は継続していたところ、これらの情報を開示することで、実施機関の相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあると認められることから、本号に該当する。</p> <p>(イ) 非開示部分7は、一時保護所という施設の性質を踏まえると、本件児童が入所した一時保護所の施設名を本件代理人に開示することは、実施機関の相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあると認められる。</p> <p>また、受診した医療機関名等は、当審査会が見分したところ、これを開示すれば、当該医療機関の所在地と照合することで本件児童が入所した一時保護所が推測できる情報であると認められた。</p> <p>以上のことから、非開示部分7は、本号に該当すると認められる。</p> <p>(ウ) 非開示部分8は、実施機関も本来は開示すべき情報であったと認めているとおり、既</p>

答申 番号	判断の要旨
2991	<p>に開示している本件児童の医療機関の受診内容であり、開示したとしても、実施機関の相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあるとはいえず、本号に該当しない。</p> <p>(エ) 非開示部分9は、実施機関の職員が代理受診した受診内容であり、実施機関の所見が含まれていることから本号に該当する旨、実施機関は主張する。しかしながら、当審査会が見分したところ、非開示部分9の本件児童の症状を医師に説明する記載は、実施機関の所見とまではいえない内容であった。また、その他の部分についても、非開示部分8や本件処分で開示している受診内容と比して、本号に該当するといえるような内容とも認められないことから、非開示部分9は、開示したとしても、実施機関の相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあるとはいえず、本号に該当しない。</p> <p>(オ) 非開示部分10は、実施機関から本号に該当する理由の説明は得られず、当審査会もその内容を確認したが、開示したとしても、実施機関の相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあるとはいえず、本号に該当しない。</p> <p>(カ) 実施機関は、非開示部分5について、本号にも該当すると主張するため、以下検討する。</p> <p>非開示部分5は、当審査会が見分したところ、実施機関や公立学校等の職員が本件児童に係る今後の対応方法を検討した際や情報共有をした際のやりとりが記載されていた。これらを開示すると、実施機関や公立学校等の職員が、率直な意見を述べることや、問題解決のために踏み込んだ議論を行うことを躊躇し、効果的な情報共有や対応の検討が行いにくくなり、実施機関の相談援助業務の適正な遂行が困難になるおそれがあると認められるため、本号に該当する。</p> <p>次に、本号ただし書について検討すると、非開示部分5は、公務員等である個人の職務遂行の内容に係る情報であることから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>《対象保有個人情報の特定について》</p> <p>ア 当審査会が、本件保有個人情報を見分したところ、「別紙参照」等の本件保有個人情報のほかにも本件児童に係る記録が存在することをうかがわせる記載があった。</p> <p>イ この点について、実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 児童に関する記録は、基本的に当該児童の児童記録に全て記録されていると認識していたため、本件保有個人情報以外の記録の存在について考慮していなかった。</p> <p>(イ) 改めて探索したところ、本件保有個人情報以外にも、別表3のとおり、本件児童に関する記録が存在することが判明した。</p> <p>ウ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。</p> <p>(ア) 本件本人開示請求では、「中央及び、南部児童相談所に存在する本件児童に関するすべての記録のうち開示請求の対象となるもの」の開示を求めており、本件保有個人情報以外にも本件児童に関する記録を保有しているのであれば、当然、当該記録も対象保有個人情報として特定すべきである。</p> <p>(イ) 当審査会が見分したところ、別表3に掲げる保有個人情報は全て本件児童に関する記録であり、実施機関が当該保有個人情報を対象保有個人情報として特定しなかったことは、妥当ではない。</p> <p>(ウ) なお、本件保有個人情報には、ほかにも本件児童に係る記録が存在することをうかがわせる記載があるが、実施機関に確認したところ、当該記録は、本件児童に返還等しているため、現時点では保有していないとのことであった。</p> <p>《付言》</p> <p>本件本人開示請求は、本件児童の全ての記録を求めるものであり、対象保有個人情報の量も膨大であることから、本件処分を行うにあたり、実施機関に相当の負担が伴ったことは理解できる。しかしながら、本件対象保有個人情報自体に、ほかにも本件児童の記録が存在することをうかがわせる記載があったにもかかわらず、その保有個人情報の存在の有無を検証することなく本件処分を行い、結果として、対象保有個人情報の特定に漏れを生じさせた実施機関の対応は不適切であったといわざるをえない。</p> <p>実施機関においては、今後、対象保有個人情報の特定にあたっては、より慎重に行うよう</p>

答申 番号	判断の要旨		
2991	留意されたい。		
	別表1 保有個人情報のうち実施機関が非開示とした部分		
	本件児童の発言内容	非開示部分1	
	本件児童以外の個人の氏名	非開示部分2	
	公立学校の教職員の氏名及び職名	非開示部分3	
	実施機関と民間施設の職員、家族等のやりとり	非開示部分4	
	実施機関内部及び実施機関の職員と公共機関等の職員のやりとり	非開示部分5	
	実施機関の評価・所見に関する部分	非開示部分6	
	一時保護所の施設名、受診した病院名等	非開示部分7	
	本件児童の受診内容	非開示部分8	
	代理受診の内容	非開示部分9	
	本件児童の行動及び別添資料がある旨の記載	非開示部分10	
	別表2 非開示部分のうち開示すべき部分		
	実施機関が 非開示とし た部分	ページ	開示すべき部分
	非開示部分3	151ページ	16行目の1文字目から29文字目まで
285ページ		26行目の33文字目から35文字目まで	
311ページ		28行目の9文字目から行末まで	
非開示部分8	50ページ	4行目の1文字目から18行目の21文字目まで及び19行目の4文字目から行末まで	
非開示部分9	259ページ	17行目及び18行目の全て、19行目の5文字目から行末まで、20行目から22行目までの全て並びに23行目の1文字目から29文字目まで及び34文字目から行末まで	
	264ページ	3行目及び4行目の全て、5行目の5文字目から行末まで、6行目の全て、7行目の1文字目から6文字目まで及び11文字目から行末まで並びに8行目から14行目までの全て	
非開示部分10	151ページ	14行目の36文字目から行末まで、17行目の32文字目から34文字目まで及び17行目の39文字目から18行目の13文字目まで	
	265ページ	21行目の11文字目から行末まで	
	266ページ	6行目の全て	
	267ページ	2行目の全て	
	300ページ	14行目の全て	

答申 番号	判断の要旨																																																																
2991	<p>別紙3 対象保有個人情報として特定すべき保有個人情報</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>本件児童の部活の様子</td></tr> <tr><td>2</td><td>生育歴 聞き取り面接用シート</td></tr> <tr><td>3</td><td>本件児童 課題②</td></tr> <tr><td>4</td><td>本件児童と本件代理人とのお約束</td></tr> <tr><td>5</td><td>【24時間 円グラフ】-大-</td></tr> <tr><td>6</td><td>特定Drの記録</td></tr> <tr><td>7</td><td>特定心理司Aの記録（特定年月日8）</td></tr> <tr><td>8</td><td>本件児童 学級での様子</td></tr> <tr><td>9</td><td>本件児童課題（特定月日1）</td></tr> <tr><td>10</td><td>入所時自立支援計画票</td></tr> <tr><td>11</td><td>特定心理司Aの記録（特定年月日9）</td></tr> <tr><td>12</td><td>特定児童話し合い</td></tr> <tr><td>13</td><td>児童自立支援計画票</td></tr> <tr><td>14</td><td>自傷について 特定児童養護施設の記録</td></tr> <tr><td>15</td><td>特定児童養護施設の本件児童に関する記録</td></tr> <tr><td>16</td><td>判定会議提出票（特定年月日10）</td></tr> <tr><td>17</td><td>援助方針会議提出票（特定年月日11）</td></tr> <tr><td>18</td><td>本件児童カンファレンス（特定年月日12）</td></tr> <tr><td>19</td><td>判定会議提出票（特定年月日13）</td></tr> <tr><td>20</td><td>本件児童の特定児童養護施設への手紙</td></tr> <tr><td>21</td><td>判定会議提出票（特定年月日14）</td></tr> <tr><td>22</td><td>検査成績書</td></tr> <tr><td>23</td><td>判定会議提出票（特定年月日15）</td></tr> <tr><td>24</td><td>本件児童への宿題</td></tr> <tr><td>25</td><td>本件児童への宿題（特定月日2面接時使用）</td></tr> <tr><td>26</td><td>児童自立支援計画票（特定児童養護学校）</td></tr> <tr><td>27</td><td>本件児童カンファレンス（特定年月日16）</td></tr> <tr><td>28</td><td>判定会議提出票（特定年月日17）</td></tr> <tr><td>29</td><td>保護者面談資料</td></tr> <tr><td>30</td><td>判定会議提出票（特定年月日18）</td></tr> <tr><td>31</td><td>自立援助ホームパンフレット</td></tr> <tr><td>32</td><td>特定高校 特定年月行事予定</td></tr> </table>	1	本件児童の部活の様子	2	生育歴 聞き取り面接用シート	3	本件児童 課題②	4	本件児童と本件代理人とのお約束	5	【24時間 円グラフ】-大-	6	特定Drの記録	7	特定心理司Aの記録（特定年月日8）	8	本件児童 学級での様子	9	本件児童課題（特定月日1）	10	入所時自立支援計画票	11	特定心理司Aの記録（特定年月日9）	12	特定児童話し合い	13	児童自立支援計画票	14	自傷について 特定児童養護施設の記録	15	特定児童養護施設の本件児童に関する記録	16	判定会議提出票（特定年月日10）	17	援助方針会議提出票（特定年月日11）	18	本件児童カンファレンス（特定年月日12）	19	判定会議提出票（特定年月日13）	20	本件児童の特定児童養護施設への手紙	21	判定会議提出票（特定年月日14）	22	検査成績書	23	判定会議提出票（特定年月日15）	24	本件児童への宿題	25	本件児童への宿題（特定月日2面接時使用）	26	児童自立支援計画票（特定児童養護学校）	27	本件児童カンファレンス（特定年月日16）	28	判定会議提出票（特定年月日17）	29	保護者面談資料	30	判定会議提出票（特定年月日18）	31	自立援助ホームパンフレット	32	特定高校 特定年月行事予定
1	本件児童の部活の様子																																																																
2	生育歴 聞き取り面接用シート																																																																
3	本件児童 課題②																																																																
4	本件児童と本件代理人とのお約束																																																																
5	【24時間 円グラフ】-大-																																																																
6	特定Drの記録																																																																
7	特定心理司Aの記録（特定年月日8）																																																																
8	本件児童 学級での様子																																																																
9	本件児童課題（特定月日1）																																																																
10	入所時自立支援計画票																																																																
11	特定心理司Aの記録（特定年月日9）																																																																
12	特定児童話し合い																																																																
13	児童自立支援計画票																																																																
14	自傷について 特定児童養護施設の記録																																																																
15	特定児童養護施設の本件児童に関する記録																																																																
16	判定会議提出票（特定年月日10）																																																																
17	援助方針会議提出票（特定年月日11）																																																																
18	本件児童カンファレンス（特定年月日12）																																																																
19	判定会議提出票（特定年月日13）																																																																
20	本件児童の特定児童養護施設への手紙																																																																
21	判定会議提出票（特定年月日14）																																																																
22	検査成績書																																																																
23	判定会議提出票（特定年月日15）																																																																
24	本件児童への宿題																																																																
25	本件児童への宿題（特定月日2面接時使用）																																																																
26	児童自立支援計画票（特定児童養護学校）																																																																
27	本件児童カンファレンス（特定年月日16）																																																																
28	判定会議提出票（特定年月日17）																																																																
29	保護者面談資料																																																																
30	判定会議提出票（特定年月日18）																																																																
31	自立援助ホームパンフレット																																																																
32	特定高校 特定年月行事予定																																																																
2992	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《児童相談所に係る事務について》</p> <p>児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童</p>																																																																

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2992</p>	<p>福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関（同法第12条第1項及び第59条の4第1項）である。</p> <p>横浜市は、4か所の児童相談所（中央児童相談所、西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所）を設置し、児童の養育や障害等に関する様々な相談を受け、児童や保護者等への助言を行うなどの相談援助業務を行っている。また、児童相談所ではこのほか、児童の一時保護や児童福祉施設への入所措置の業務等を行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>個人情報1は、中央児童相談所及び南部児童相談所が支援していた審査請求人に係る性的関係（審査請求人のいう性被害）の詳細に係る保有個人情報である。また、個人情報2は、複数回の当該性的関係に係る審査請求人の性感染症の検査の結果、性感染症の治療の経過及びカルテに係る保有個人情報である。</p> <p>実施機関は、これらの個人情報を作成し、又は取得しておらず、保有していないとして非開示としている。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報を作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 審査請求人からは、本件本人開示請求の約2か月前に、「中央及び南部児童相談所に存在する審査請求人に関する全ての記録」、「携帯電話に残る性犯罪・・・の被疑者との連絡内容の記録」、「令和2年度 児童福祉法34条1項6号の被疑者の情報」、「上記に関わる一切の記録」等の保有個人情報の開示を求める個人情報本人開示請求（以下「別件本人開示請求」という。）がなされた。これに対し、実施機関では、中央児童相談所及び南部児童相談所が保有する審査請求人に関する相談記録（以下「相談記録」という。）の個人情報一部開示決定を行い、本件本人開示請求の約3週間前に、相談記録の一部を開示している。</p> <p>なお、別件本人開示請求も、未成年者である審査請求人の母親が法定代理人として請求したものである。</p> <p>(イ) 相談記録は、面談記録、調査内容等の審査請求人の支援に係る保有個人情報をまとめたもので、審査請求人の性的関係に係る事実等が記載されている。また、審査請求人が性感染症の検査を受けたこと及びその結果並びに感染した性感染症の治療の経過（これらを総称して、以下「検査結果等」という。）も記載されている。</p> <p>(ウ) 本件本人開示請求は、相談記録の一部を開示した約3週間後に「性被害の詳細」等の保有個人情報の開示を求めてなされたものであることから、実施機関は、審査請求人はその性的関係について相談記録よりも詳細に記載された保有個人情報の開示を求めていると解した。</p> <p>しかし、審査請求人に係る記録は相談記録にまとめられており、相談記録以上に性的関係について詳細に記載された保有個人情報は作成していない。また、性的関係については神奈川県警察の捜査の対象となっているが、捜査に係る資料を提供されたことはなく、取得していない。</p> <p>(エ) 次に、相談記録には検査結果等も記載されているが、当該記載は審査請求人の体調不良による婦人科受診時のものであるし、これとは別に性感染症の検査を受けたことはない。</p> <p>(オ) そして、当該婦人科受診時のカルテについては、病院から提供されたことはなく、取得していない。</p> <p>(カ) なお、別件本人開示請求に係る審査請求に関して、相談記録には「別紙参照」等の審査請求人に係る記録が存在することをうかがわせる記載があるとの審査会の指摘を受けて改めて探索したところ、相談記録の別紙や別添資料等に該当する文書（以下「相談記録別紙等」という。）が存在することが判明した。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。</p> <p>(ア) 個人情報1の不存在について</p>

答申 番号	判断の要旨
2992	<p>当審査会において相談記録を確認したところ、面談記録、調査内容等の審査請求人の支援に係る保有個人情報thatまとめられており、特定児童養護施設に入所していた審査請求人に係る施設外での交友関係を通じた性的関係についての聴取内容等が記載されていることが認められた。また、別件本人開示請求の個人情報本人開示請求書及び個人情報一部開示決定通知書を確認したところ、「中央及び南部児童相談所に存在する審査請求人に関する全ての記録」等の保有個人情報の本人開示請求に対し、実施機関が相談記録の個人情報一部開示決定を行っており、その開示の実施日の約3週間後という比較的近接した時期に「性被害の詳細」等の保有個人情報の開示を求める本件本人開示請求が行われていることが認められた。</p> <p>この点、開示の実施に当たっては、実施機関が保有する個人情報を本人開示請求者が詳細に把握することは困難であることを踏まえ、開示を求める保有個人情報の範囲は、基本的には広く解すべきである。しかし、別件本人開示請求と本件本人開示請求との時間的近接性を踏まえると、実施機関が、審査請求人はその性的関係について相談記録よりも詳細に記載された保有個人情報の開示を求めていると解したことは不合理ではなく、本件本人開示請求において個人情報1として相談記録を特定しなかったことは是認できる。</p> <p>また、当審査会において相談記録別紙等を確認したところ、別件本人開示請求において特定すべき保有個人情報であると認められるものの、上記ア(ウ)の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないし、ほかに個人情報1として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>(イ) 個人情報2の不存在について 当審査会において相談記録を確認したところ、相談記録には、審査請求人が体調が優れないことから婦人科の受診を希望し、その受診時に性感染症の検査を受けたこと、当該検査の結果及び当該性感染症の治療の経過が記載されていることが認められた。このことからすると、実施機関が本件本人開示請求において個人情報2として相談記録を特定しなかったことは是認できる。</p> <p>また、当審査会において相談記録別紙等を確認したところ、別件本人開示請求において特定すべき保有個人情報であると認められるものの、上記ア(エ)及び(オ)の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないし、ほかに個人情報2として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>(ウ) 以上のことから、実施機関において本件保有個人情報を保有しているとは認められない。</p> <p>ウ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号省略）

- (2) 本人開示請求者(第20条第2項の規定により代理人が本人に代わって本人開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第30条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分(第4号から第6号まで省略)

(7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(保有個人情報の存否に関する情報)

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号)

附 則

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881